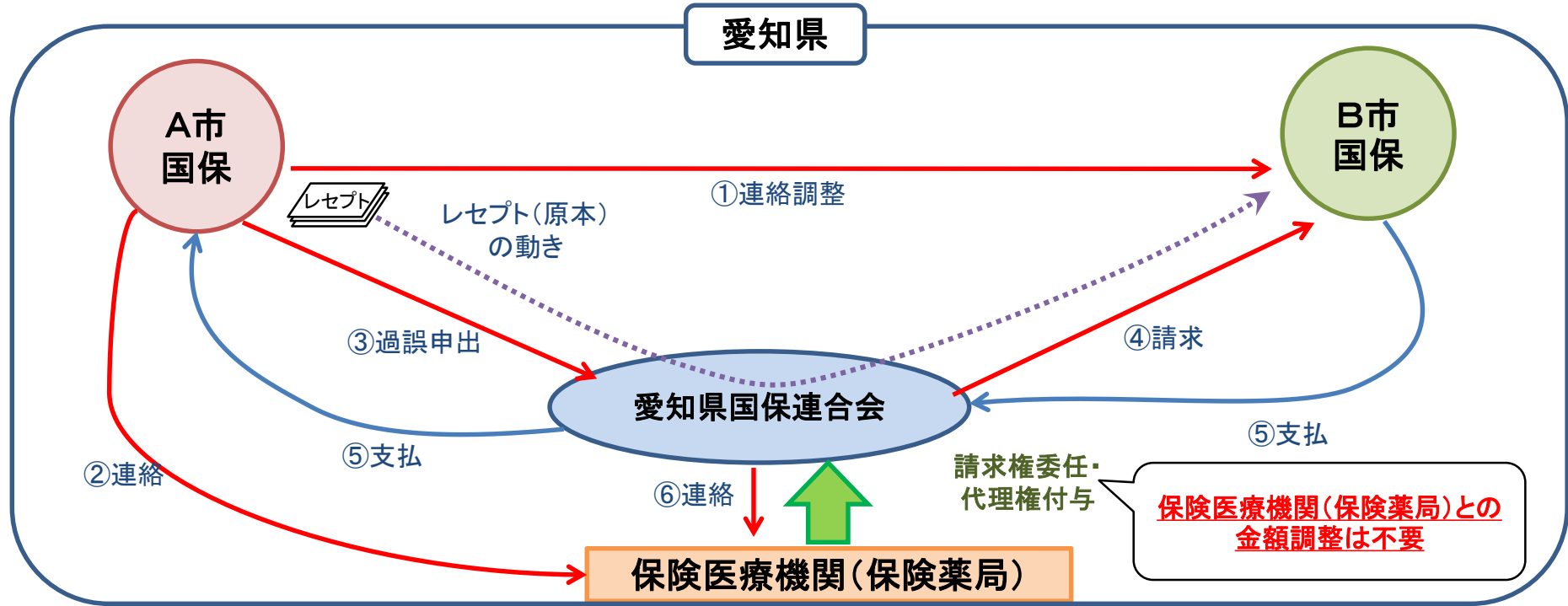


包括的合意に基づく国保保険者間の調整

イメージ図



【A市国保に請求された資格喪失後受診分のレセプトをB市国保へ振替調整する場合】

- ①A市国保はB市国保に、転出した対象被保険者の情報(記号・番号)提供を依頼し、振替調整を行う同意を得ます。
- ②A市国保は医療機関等に、対象被保険者がB市国保に転出していること、A市国保とB市国保間において保険者間調整を行う旨の確認の連絡を行います。
- ③A市国保から国保連合会へB市国保への振替が過誤申出されます。この時、保険医療機関の診療報酬債権の委任(民法643条)及び代理権の付与(民法99条)をしていただくことにより、医療機関等へ返戻処理をすることなく、本来請求すべき保険者へ本会が代わりに請求できるようになります。
- ④国保連合会でレセプトの修正処理を行い、B市国保へ請求します。
- ⑤B市国保から国保連合会へ支払がされ、国保連合会からA市国保へ支払をおこないます。これにより、保険医療機関との金額調整は不要になります。
- ⑥国保連合会から、振替が終了した通知書が送付されます。

※上記の図は県内の国保保険者間異動の例ですが、他の都道府県の国保保険者間との異動においても他の都道府県の国保連合会との調整により同じ取扱いが行われます。